

第 517 回企業会計基準委員会

資料番号

日付

審議事項(1)-2 2023年12月27日

プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目

ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者への 意見聴取の概要

1. 本資料の目的

1. 本資料では、第 208 回金融商品専門委員会(2023 年 12 月 12 日開催)においてステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者より説明いただいたステップ 2 及びステップ 3 で議論した論点に関する信用リスクの管理手法との整合性や実務上の負担等に対する主なご意見及び当日の質疑応答の内容に関して報告することを目的としている。

II. これまでの経緯

- 2. 2022 年 8 月に公表した ASBJ の中期運営方針では、指定国際会計基準を用いて連結 財務諸表を作成している上場会社等が増加していること、2022 年 4 月に東京証券 取引所により市場区分の見直しが行われプライム市場は「グローバルな投資家との 建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場」であるとされていることを踏まえ、 日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上を図るとともに、 国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく必要があ る点を継続して基本的な方針とするとしている。さらに、国際的に整合性のあるも のとするための取り組みの一つとして、金融商品を挙げている。
- 3. 金融商品会計の主な分野には、金融商品の分類及び測定、金融商品の減損及びヘッジ会計がある。当委員会は、2018年8月「金融商品に関する会計基準の改正のついての意見の募集」を公表し、より広く一般から意見を募集したうえで、第419回企業会計基準委員会(2019年10月25日開催)において、金融商品の減損について国際的に整合性のあるものとするための取り組み、すなわち従来の発生損失モデル(Incurred loss model)から予想損失モデル(Expected loss model)に移行することを目的とする基準開発(以下「減損プロジェクト」という。)に着手することが



了承された1。

4. 減損プロジェクトは6つのステップに分けて進めており、第478回企業会計基準委員会(2022年4月26日開催)及び第179回金融商品専門委員会(2022年4月19日開催)では、ステップ2及びステップ4における基準の開発の目的を次のとおり示した。

(ステップ2)

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第9号「金融商品」(以下「IFRS 第9号」という。)を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

(ステップ4)

IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

- 5. その後、ステップ2及びステップ3に関する審議が進められ、第499回企業会計基準委員会(2023年4月11日開催)及び第198回金融商品専門委員会(2023年4月5日開催)では、ステップ2及びステップ3に関して、事務局提案に異論が聞かれている論点が存在するものの、当該論点についてはステップ4を議論した後に再度議論することとし、今回開発する会計基準の全体像を示す観点からステップ2を採用する金融機関における開示についての検討を行うこととしていた。
- 6. 第 511 回企業会計基準委員会 (2023 年 10 月 5 日開催)及び第 206 回金融商品専門委員 (2023 年 9 月 25 日開催)では、ステップ 2 を採用する金融機関における開示に関して検討予定であった論点について、これまでの審議状況の整理をお示ししたうえで追加的に検討すべき論点の有無についてご意見を伺い、追加的に検討すべき論点は識別されなかった。
- 7. 第 515 回企業会計基準委員会 (2023 年 11 月 29 日開催) 及び第 207 回金融商品専門委員会 (2023 年 11 月 22 日開催) では、ステップ 4 に関する審議の進め方についてご意見を伺い、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者に金融商品専門委員会への出席を依頼し、次の論点を中心として意見を伺うこととした。

¹ 第 419 回企業会計基準委員会では、同時並行的に金融商品の分類及び測定と減損の定めとの関係 (IFRS 第 9 号における減損の適用と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲) の整理を行うことと整理している (第 419 回企業会計基準委員会 審議事項(4)-2 第 35 項)。



- (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大 (SICR) の判定
- (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
- (3) 実効金利法に関連する論点(含む、金融商品の測定に関する論点)

III. ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者から説明いただいたステップ 2 及びステップ 3 で議論した論点に関する主な意見

- 8. 第 208 回金融商品専門委員会(2023 年 12 月 12 日開催)では、次のステップ 4 を 採用することが見込まれる金融機関の代表者より前項の論点を中心にステップ 2 及びステップ 3 で議論した論点に関して、信用リスクの管理手法との整合性や実務 上の負担等に対する見解やご意見についてそれぞれ説明いただいた。
 - (1) 一般社団法人全国地方銀行協会
 - (2) 一般社団法人第二地方銀行協会
- 9. 次項以降では、第208回金融商品専門委員会において前項の参考人から説明いただいたステップ2及びステップ3で議論した論点に関する主な意見等を紹介する²。

(全般的な事項)

- 10. 全般的な事項に関して聞かれた主な意見は以下のとおりである。
 - (1) 我が国の地域金融機関は、主に国内(地域)において中小・小規模事業者を取引先として事業者との信頼関係をベースに伴走しながら金融面・事業面の活動を支援しているため、融資形態も取引先全体の事業・信用状況を評価するものであり、諸外国でも活動する大手金融機関とはビジネスモデルが異なると考えている。このため、我が国の地域金融機関に対して予想損失モデルを採用する必要性やその意義について、関係者間で共通理解を醸成することが必要であると考える。
 - (2) 現行の信用リスク管理の方法は、我が国の地域金融機関のビジネスモデルの特性を踏まえたものであり、IFRS 第9号の定めをそのまま地域金融機関に取り入れる場合には現行実務との乖離が大きいため、システム投資等の多大なコストや運用面の負荷が生じるだけでなく、融資審査の判断等にも影響を及ぼす可能

² 詳細は、審議事項(1)-2 参考資料1及び審議事項(1)-2 参考資料2参照。



性がある。このため、予想損失モデルを採用することによる地域金融機関における費用対効果や実務負担に配慮した検討が必要であると考える。

(3) 会計制度は銀行監督と密接に関係しているため、検討を進めるにあたり監督当局とも連携いただく必要があると考える。

(SICR の判定)

- 11. 債権単位での信用リスクの著しい増大(SICR)の判定に関して聞かれた主な意見は 以下のとおりである。
 - (1) 債務者単位での期末時点の信用リスクに基づく償却・引当実務が定着しており、これは地域金融機関での融資実態に即したリスク管理であると考えている。このため、債権単位での相対的アプローチによる判定が求められる場合には、現行の実務を抜本的に見直す必要があり、データの整備・保存やシステム構築等、多大な労力とシステム投資が発生し、影響は甚大であると考える。
 - (2) 前項を踏まえ、期末時点での債務者単位での債務者区分又は債務者格付に基づく絶対的なアプローチを許容していただきたい。

(複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重)

- 12. 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関して聞かれた主な意見は以下のとおりである。
 - (1) 将来予測情報を考慮する場合、地域金融機関が保有する金融資産ポートフォリオに適した指標の選定やモデルの構築、関連するガバナンスの構築といった実務負担が生じると考えている。そのうえで、複数シナリオの考慮が求められる場合、会計監査に耐えうるシナリオの作成や各シナリオの発生確率の算定などに関する整理、関連するシステムやガバナンス体制の整備等の対応が必要となるため、実務負担が相当に大きいと考える。
 - (2) 財務諸表利用者への情報提供の観点からは、内部管理上作成しているストレステストなどの代替的な情報を開示することで対応することも考えられる。

(実効金利法に関連する論点)

- 13. 実効金利法に関連する論点(含む、金融商品の測定に関する論点)に関して聞かれた主な意見は以下のとおりである。
 - (1) 実効金利法に基づく償却原価を導入する場合には、債権ごとのキャッシュ・フローや約定金利等の情報の管理、実効金利と償却原価を算定するロジックの構



築等が必要となり、多大なシステム対応コストが発生すると考えられる。また、 貸借対照表価額と貸付金残高(額面金額)が一致しない場合には、1 つの債権 に対して複数価額(税務上の価額含む)を管理することとなり、決算・開示対 応に要する時間が増加すると考えられる。

このとおり、実効金利法に基づく償却原価の導入は、現行実務との乖離が大きく、その影響は甚大であることから、現行実務の継続を含めた簡便的な方法の採用を検討いただきたい。

- (2) 貸付に関連する手数料の取扱いに関して、仮に当該手数料を実効金利に含めないとする場合においても、その収益認識の方法について現行実務に配慮した簡便的な取扱いを検討いただきたい。
- (3) 償却原価の償却方法に関して、現行実務では定額法を採用している場合が多いことを考慮いただきたい。

(その他の論点)

14. 本資料第7項に記載した3つの論点以外の論点に関して聞かれた主な意見は以下のとおりである。

将来予測情報の考慮

- (1) 一部の地域金融機関においては金融庁のディスカッション・ペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(融資 DP) ³を踏まえ、将来予測情報を考慮した引当手法(フォワードルッキング引当)や特定の融資ポートフォリオに対して景気動向を踏まえた引当を行うなど、引当に関して将来を見据えた対応に取り組む動きも見受けられる。この点、現行の取組みを阻害しないよう、融資 DP との関係について監督当局とも連携し整理する必要があると考える。
- (2) 将来予測情報の考慮にあたって実務対応の支援という観点からは、中小金融機関の活用を念頭においた簡便かつ具体的な参考事例(参照するマクロ指標、PD等のパラメータや反映の考え方)の紹介が必要であると考える。

未収利息の取扱い

(3) IFRS 第9号における信用減損金融資産に関する未収利息の取扱いは、現行制度 と異なっており税務上の取扱いとの関係を含め複雑な管理が必要となること

³ https://www.fsa.go.jp/common/law/yushidp_final.pdf



から実務負担は大きいと考えている。このため、現行の取扱いを許容いただきたい。

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い

(4) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関して、実務負担 及びシステム投資によるコスト負担の観点から、予想損失モデルの対象外とし ていただきたい。

適用時期

(5) 制度変更に伴う対応には大きな負担(コスト、実務、人材等)が発生すると想定されるため、適用時期については十分な準備期間を確保するとともに、実務負担に配慮した経過措置についても検討いただきたい。

IV. 質疑応答

15. 上述のステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者からの説明に関する主な質疑応答の内容は次のとおり。

質問1

フォワードルッキング引当に取り組んでいる地域金融機関において、導入にあたってどの程度の負担があったのかご教示いただきたい。

回答1

個別の金融機関における事例となるが、フォワードルッキング引当の導入には約2年(準備期間を含む。)を要した。また、コンサルタントを1年間入れたことに加え、本プロジェクトの専任担当者(専担者)を2名配置したうえで、横断的なプロジェクトチームを組成し対応した。

質問 2

その他の論点に関して懸念点があれば、追加的に説明いただきたい。

回答 2

地域金融機関の中には倒産確率 (Probability of Default: PD) 等のパラメータ を推計していない金融機関も相応に存在するため、予想損失モデルの導入にあたっては新たに PD 等のパラメータを推計する必要があると考える。特に、倒産時損失

審議事項(1)-2



率 (Loss Given Default: LGD) については、ほとんどの地域金融機関で推計されていないと考えており、これらのパラメータの推計についても論点になると考える。

- 16. 前項のほかに、第208回金融商品専門委員会では次の意見が聞かれた。
 - (1) SICR の判定に関して、地域金融機関における現行のリスク管理の実務を踏まえると、ステップ 4 では期末時点での債務者単位での債務者区分又は債務者格付に基づく絶対的なアプローチを検討することが望ましいと考える。その場合、SICR の判定方法を検討するにあたり、全国地方銀行協会の保有するデータベースを活用することが考えられる。
 - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関して、米国会計基準の CECL モデルにおいては必ずしも複数シナリオが求められていないことを踏まえ、ステップ 4 では複数シナリオの考慮を常に求めるのではなく、代替的な情報を開示することを認めるアプローチを検討することが考えられる。
 - (3) ステップ4の議論を進めるにあたり、今後も公式・非公式を問わず、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関から意見聴取する機会を設けていただきたいと考えている。

ディスカッション・ポイント

本資料第8項から第16項のステップ4を採用することが見込まれる金融機関等の代表者への意見聴取結果に関して、ご意見があればいただきたい。

以上